

処分の種類	業務停止処分(22日間) 業務停止期間:令和3年6月17日～令和3年7月8日
処分年月日	令和3年6月2日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	鈴木不動産株式会社 (法人番号 4120901014958)
代表者	鈴木 勝
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(4)第50453号 平成31年2月18日
主たる事務所の所在地	高槻市
<p>処分等の理由</p> <p>法人を売主、個人を買主とし、被処分者を媒介業者とする高槻市所在の土地建物の売買契約に関して、以下のとおり法違反があった。</p> <p>(1)投資用物件にもかかわらず、被処分者は住宅ローンの銀行融資申込書を買主に作成させ、銀行へ提出した。</p> <p>(2)被処分者は、異なる内容を記載した法第37条第1項に規定する書面2通を作成し、1通については金融機関に交付し、もう1通については買主に交付した。</p> <p>これらのことは、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為であり、法第65条第2項第5号に該当する。</p>	